# 電気通信事業参入マニュアル [追補版]

平成17年8月18日 策 定 (令和元年5月22日 最終改定)

総 務 省

# 目 次

1. 电双进信争来等仍恢安	
(1)用語の説明	1
(2) 登録又は届出を要する電気通信事業	3
(3) 適用除外となる電気通信事業	4
2. 電気通信事業者に係る規律	
(1)全般的な規律	5
(2)参入に関する規律	5
(3) 登録・届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律	5
(4)消費者保護に関する規律	6
(5) 電気通信設備に関する規律	6
(6) 報告等に関する規律	6
3. 電気通信事業の適用に係る判定フローチャート	7
4. 主な事例と考え方	
(1)登録又は届出を要する事例	11
(2)登録及び届出を要しない事例	··· 1 5
5. 手続等に関する問合せ先	2 C

平成17年8月18日 策定 平成29年6月23日 改定 令和元年5月22日 改定

### 1. 電気通信事業等の概要

電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)第2条第4号に規定する電 気通信事業を営もうとする者は、事業法第9条の規定による登録を受け<sup>1</sup>、又は第16条第1項の規定に よる届出を行い、電気通信事業者となる必要がある。

電気通信事業者は、事業法や電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)等の関係法令の規定を遵守する必要がある。

本資料は、電気通信事業の登録・届出に係る用語、基準、事例等について、体系的にまとめたものであり、今後も具体的な事例に関する判断を積み重ねながら、必要に応じて、修正等を行っていく予定である。

### (1)用語の説明

事業法第2条等における用語の定義及び解釈は以下のとおり。

用語	定義
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいう。
電気通信役務	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
電気通信事業	電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業(放送法(昭和25年法律第13 2号)第118条第1項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。)をいう。
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、事業法第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいう。
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。

<sup>1</sup> 新規の登録又は変更登録(業務区域の増加)の場合は、登録免許税の納付が必要となる。

### 他人の通信を媒介する

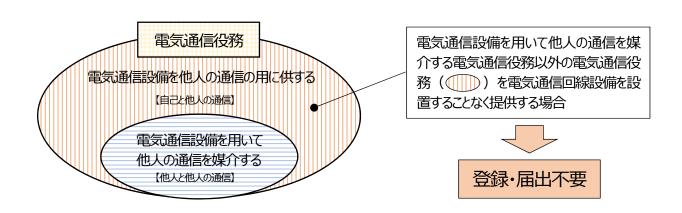
電気通信設備を用いて「他人の通信を媒介する」とは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。他人の通信の媒介に該当するか否かは、電気通信システム全体をみて、情報の流れに即し、個別具体的に判断することが必要である。例えば、電子メールやクローズド・チャットといったサービスのように、サービスの提供者がサーバ等の電気通信設備であれて、利用者 A が利用者 B に伝えたい情報を、その内容を変更することなく利用者 B に伝達する場合、当該サービスの提供者は他人の通信を媒介していると判断される。また、レンタルサーバやホスティングサービスの提供者が、当該サービスの利用者に対して、インターネット接続や電子メールサービス等の他人の通信を媒介するサービスの提供を可能にする機能を提供している場合は、当該レンタルサーバやホスティングサービスの提供者についても、他人の通信を媒介していると判断される。

なお、利用者Aから利用者Bに情報を伝達しようとする場合において、利用者Aと利用者Bの間に介在するサービス提供者が情報の追加、削除等を行う場合であっても、サービスの提供者の行為が他人の通信の媒介に該当する場合がある。

### 他人の通信の用に供する

「電気通信設備を他人の通信の用に供する」とは、広く電気通信設備(光ファイバ、携帯電話の基地局等の電気通信回線設備のほか、サーバや端末機器等を含む。)を他人の通信のために運用することをいう。「他人の通信」には、自己と他人との間の通信も含まれており、例えば、企業等が自ら運用するサーバ等の電気通信設備<sup>2</sup>を用いて利用者との間で通信を行う場合についても、当該企業等は電気通信設備を他人の通信の用に供していることになる。

なお、「電気通信設備を他人の通信の用に供する」ことには「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する」ことが含まれるが、他人の通信を媒介しない電気通信役務<sup>3</sup>を、電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業の場合は、事業法の適用除外(登録又は届出は不要)となっている。



<sup>2</sup> 例えば、クラウドコンピューティング等の技術を利用するなど、サーバ等の物理的な設備を設置しなくても、実質的に物理的な設備を設置した場合と同等の機能を有する場合を含む。

2

<sup>3</sup> ドメイン名電気通信役務(14ページ「ドメイン名の名前解決サービス」参照)を除く。

### 他人の需要に応ずるために提供する事業

「他人の需要に応ずるため」とは、自らの業務のために電気通信役務を提供するのではなく、他人の需要に応ずるために電気通信役務を提供することをいう。一方で、ある者が自らの業務の遂行に当たって又はそれに付随して電気通信設備を業務上の関係を有する他人との通信の用に供することは、自己の需要に応ずるものと判断され、基本的には、これに当たらない。

ただし、営利目的で電気通信回線や端末機器を他人の通信の用に供する場合は、それにより結果として 自らの業務上の通信を行っていても「他人の需要に応ずる」ために行っていると判断されることがある。具体的 な判断基準としては、①提供者にサービスの提供の誘因行為や宣言的行為があり、それを示す提供条件が あること、②提供者と利用者との社会的関係から、当該サービスの提供に積極的意思が認められること、等 が挙げられる。

また、ここでいう「事業」とは、主体的・積極的意思、目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、①非常事態時に緊急、臨時的に行うもの、②一時的に行うもの、③提供者が利用者の法的権利に応えて行うもの(例えば、警察、消防等の相互通信)については、「事業」に当たらない。

なお、サービスの提供に営利目的が認められる場合には、主体的・積極的意思をもってサービスを提供していると判断されるが、営利目的がない場合にも、主体的・積極的意思が認められることがある。

### (2)登録又は届出を要する電気通信事業

電気通信事業を営む際の登録・届出については、電気通信回線設備の設置の有無や規模等により、必要となる手続が異なっている。

電気通信回線設備		必要となる手続
設置の有無	規模	必安になる子院
あり	<ul> <li>① 以下のいずれかの基準に該当する場合</li> <li>1)端末系伝送路設備(端末設備又は自営電気通信と接続される伝送路設備((例)局舎から利用者宅までの間の伝送路設備。同軸ケーブル、光ファイバといった線路設備のほか、無線系の設備も含む。))の設置区域が一の市町村(特別区、地方自治法の指定都市の区・総合区を含む)を超える場合</li> <li>2)中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備。((例)局舎から局舎までの間の伝送路設備))の設置区間が、一の都道府県の区域を超える場合</li> </ul>	登録
	② ①に該当しない電気通信回線設備 (例) 同一市区町村内における C A T V アクセスサービス	届出
<b>なし</b> (例)	・他の電気通信事業者の電気通信サービスを再販する場合 ・サーバやルータ等の伝送路設備以外の機器のみを設置・提供して電気通信サービスを提供する場合	届出

また、営利を目的としない電気通信事業を行う地方公共団体であっても、内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が比較的大きいものと判断される場合(電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務や卸電気通信役務である場合)は、電気通信回線設備の設置の有無や規模等にかかわらず、事業法第165条第1項の届出を行うことが必要である。当該届出を行った地方公共団体は、事業法第16条第1項の規定による届出をした電気通信事業者とみなされるが、事業法上の一部の規律は適用されない(事業法第165条第2項)。

なお、登録又は届出を要する電気通信事業を事業法第9条又は第16条第1項の規定に違反して 営んだ者については、罰則が適用される(事業法第177条、第185条)。

### (3)適用除外となる電気通信事業

以下の電気通信事業に該当する場合は、事業法の適用除外となり、電気通信事業の登録又は届出に係る規定をはじめ、事業法の規定は適用されない(事業法第164条第1項)。

ただし、事業法第3条に規定する「検閲の禁止」及び第4条に規定する「通信の秘密の保護」については、適用除外となる電気通信事業であっても、当該事業を営む者の取扱中に係る通信に適用される(第164条第3項)。

### 適用除外となる電気通信事業

- 専ら一の者のみに電気通信役務 を提供する場合
- 同一構内・建物内に設置した電気通信設備により電気通信役務を提供する場合
- 線路のこう長の総延長が5 k m未満の電気通信設備により電気通信役務を提供する場合
- 他人の通信を媒介しない電気通信役務(ドメイン名電気通信役務を除く。)を電気通信回線設備を設置しないで提供する場合

-

<sup>4</sup> 一の者が電気通信事業者である場合は、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。

### 2. 電気通信事業者に係る規律

電気通信事業を営むことについて、事業法第9条の規定による登録を受け、又は第16条第1項の規定による届出を行い、電気通信事業者としてサービスを提供する場合は、「検閲の禁止」(事業法第3条)や「通信の秘密の保護」(事業法第4条)といった規律をはじめ、登録・届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律、消費者保護に関する規律、電気通信設備に関する規律等が適用される。

### (1) 全般的な規律

電気通信事業者に対する全般的な規律としては、右記のような規定がある。

なお、事業法第164条第1項の規定により 適用除外となる電気通信事業であっても、「検閲の 禁止」や「通信の秘密の保護」に係る規律について は、当該事業を営む者の取扱中に係る通信に適 用される。

事業法第3条	検閲の禁止
事業法第4条	通信の秘密の保護
事業法第6条	利用の公平
事業法第8条	重要通信の確保
事業法第28条	業務の停止等の報告

### (2) 参入に関する規律

電気通信事業を営もうとする者は、事前に登録 又は届出をしなくてはならない。また、事業法第9 条又は第16条第1項の規定に違反して電気通 信事業を営んだ者には罰則が適用される。

事業法第9条	電気通信事業の登録
事業法第16条第1項	電気通信事業の届出
事業法第177条	事業法第9条違反への罰則
事業法第185条	事業法第16条第1項違反への罰則

### (3) 登録・届出事項の変更や事業の休廃止等に関する規律

電気通信事業者は、右記のように、登録を受け、又は届出をした事項等を変更しようとするとき (一部の事項については変更したとき)、電気通信事業を休止又は廃止したとき等において、届出等を行う必要がある。

事業法第13条	変更登録等
事業法第16条 第2項及び第3項	届出事項の変更
事業法第17条	事業の承継
事業法第18条	事業の休廃止・法人の解散
施元規第10条	電気通信役務等の変更報告

### (4) 消費者保護に関する規律

事業法においては、右記のように、利用者に対する提供条件の説明や書面の交付、電気通信業務を休止又は廃止しようとするときの利用者への周知等、電気通信事業者や代理店等が遵守すべき消費者保護に関する規律が設けられている。

消費者保護に関する規律や所要の対応等の詳細については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を参照のこと。

事業法第26条	提供条件の説明
事業法第26条の2	書面の交付
事業法第26条の3	書面による解除(初期契約解除)
事業法第26条の4	業務の休廃止の周知
事業法第27条	苦情の処理
事業法第27条の2	電気通信事業者等の禁止行為
事業法第27条の3	媒介等業務受託者に対する指導

### (5) 電気通信設備に関する規律

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者、大規模5かつ有料の電気通信役務を提供する電気通信事業者等には、電気通信事業の用に供する電気通信設備について、技術基準への適合維持義務等の電気通信設備に関する規律が適用される。主な規律は右記のとおり。

事業法第41条	電気通信受備の維持
事業法第42条	電気通信受備の自己確認
事業法第44条	電気通信受備の管理規定の策定
事業法第44条の3	電気通信受備が活管理者の選任
事業法第45条	電気通信主任技術者の選任

### (6)報告等に関する規律

電気通信事業者は、通信の秘密の漏えいや 一定規模以上の通信事故(重大事故)が発 生した場合に、遅滞なく、報告する必要がある。

規律の内容や事故の該当性に係る判断基準等については「電気通信事故に係る電気通信事業法関連法令の適用に関するガイドライン」を参照のこと。

事業法第28条	業務の一部停止、通信の秘密の漏 えいその他の重大な事故の報告
事業法第29条	業務の改善命令
事業法第166条	報告及び検査

また、電気通信事業者の業務の方法等が不適切に行われ、利用者の利益や公共の利益が阻害される場合には、総務大臣が業務の方法等の改善等を命令することができる。事業法上問題となる行為の具体的な事例については「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」等を参照のこと。

さらに、電気通信事業者については、事業法第166条の規定による報告及び検査への対応が 求められる他、電気通信事業者が提供するサービスの種別や規模等により、電気通信事業報告規 則(昭和63年郵政省令第46号)に基づき、定期的に契約状況等に係る報告が求められる。

-

<sup>5</sup> 前年度末における利用者の数が100万以上であること。

# 非電気通信役務(登録·届出不要)

NO

# 非電気通信事業(登録·届出不要)

### 3. 電気通信事業の適用に係る判定フローチャート

電気通信事業への該当性や事業法に基づく登録・届出の要否に係る判断に当たっては、以下のそれぞれの基準に該当するか否かによって判断される。

### (1)『電気通信役務』に該当するか?

電気通信役務:電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気 通信設備を他人の通信の用に供することをいう。

【事業法第2条第3号】

### I 電気通信設備を他人の通信の用に供しているか?

- ◎ 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備をいい、自らが所有するものでなくても、利用する(又は利用させる)権限を有するものも含む。
- ◎ 「他人」とは、自己以外の社会通念上独立の人格を有すると考えられる者をいう。例えば、法人 A が法人 B の子会社という関係にある場合でも、別法人であれば、法人 A と法人 B は「他人」と判断される。
- ◎ 「他人の通信」とは、自己の通信以外の通信であり、自己と他人との間の通信も含まれる。例えば、Aが設置する電気通信設備を用いてAとBとの間で通信を行う場合は、Aはその設備を他人であるBの通信の用に供していると判断される。
- ◎ 「電気通信設備を他人の通信の用に供する」とは、広く電気通信設備を他人の通信のために 運用することをいい、「他人の通信を媒介」することも含む。



### 電気通信役務



### (2)『電気通信事業』に該当するか?

電気通信事業:電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業 (放送法(昭和25年法律第132号)第118条第1 項に規定する放送局設備供給役務に係る事業を除く。) をいう。【事業法第2条第4号】

### I 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供しているか?

◎ 電気通信役務を「自己の需要」のために提供している場合は該当しない。 【自己の需要のために提供している例】

- \*個人や企業のWebサイトの開設
- \* 自己のメールアドレスのためのメールサーバの運用



NO

NO

### Ⅱ 事業であるか?

- ◎ 「事業」とは、主体的・積極的意思、目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいい、非常事態時に緊急、臨時的に行うもの、一時的に行うもの、提供者が利用者の法的権利に応えて行うものは事業に該当しない。
- ◎ 電気通信役務以外のサービスに付随して電気通信役務の提供を行うことは含まない(ただし、そのすべてが「事業」に該当しないのではなく、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できるか否かを踏まえて判断される。)。

### 【事業に該当しない例】

- \* 非常災害発生時における緊急通信のための電気通信設備の利用
- \*ホテルの宿泊サービスの一環として提供される電話やインターネットサービス



### 電気通信事業



### (3)『事業法の適用除外』に該当するか?

適用除外の電気通信事業:事業法第 164 条第1項第1号〜第3号に 該当する場合

- I 専ら一の者に電気通信役務(当該一の者が電気通信事業者であるときは、当該一の者の電気通信事業の用に供する電気通信役務を除く。) を提供する電気通信事業に該当するか?(第1号)
  - ◎ 「専ら一の者に電気通信役務を提供する」とは、電気通信役務の提供先が1人又は1社に限られている場合をいう。例えば、ある企業Aの一部門であるBが別会社として分離独立して、企業Aにのみ電気通信役務を提供するような場合は、本号の対象となる。
- II その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含む。)又は同一の建物内である電気通信設備その他総務省令で定める基準(設置する線路のこう長の総延長が5km)に満たない規模の電気通信設備により電気通信役務を提供する電気通信事業に該当するか?(第2号)
  - ◎ 「構内」とは、障壁、へい、道路、水路など明確な表示物によって他と区別された一定の区域内で地続きであるものをいう。また、「これに準ずる区域」とは、水路、生垣等で隔てられていて、一見2つ以上の区域に見えるが、(それらの相互間の距離が短い等)社会通念上1つの区域内とみなされるような場所をいう。
  - ◎ 「建物内」には、建物に付属する門、へい、建物の地下部分などが含まれるが、地下街のアーケードのように、たとえ通路でつながっていても、建物の地下部分でないとみられる場所は含まれない。

YES

YES

## Ⅲ 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電 気通信役務(ドメイン名電気通信役務を除く。)を電気通信回線設備 を設置することなく提供する電気通信事業に該当するか?(第3号)

- ◎「他人の通信を媒介」するとは、他人の依頼を受けて、情報をその内容を変更することなく、伝送・交換し、隔地者間の通信を取次、又は仲介してそれを完成させることをいう。例えば、電子メールサービスは、一般的に、メールサーバを用いて、送信者の依頼を受け、情報をその内容を変更することなく受信者に伝送しており、電気通信設備を用いて「他人の通信を媒介」することに該当する。
- ◎ サーバを用いて、インターネット経由で情報を利用者に提供するような場合など、自己の電気 通信設備を自己と他人との間の通信に使用することは、「他人の通信を媒介」することには該当 しない。
- ※適用除外の電気通信事業である場合でも、当該電気通信を営む者の取扱中に係る通信については、「検閲の禁止」(事業法第3条)及び「通信の秘密の保護」(事業法第4条)の対象となる。

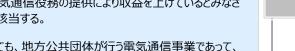


### (4)『電気通信事業を営む』ことに該当するか?

電気通信事業を営もうとする者:事前に登録又は届出が必要 【事業法第9条・第16条第1項】

### I 「電気通信事業を営む」ことに該当するか?

- ◎「電気通信事業を営む」とは、利用者に対して、電気通信役務を反復継続して提供して、その対価として料金を徴収することにより電気通信事業自体で収益を得ようとすることをいう(現実に利益が上がるか否かは要件とはならない。)。また、名目上電気通信役務の提供について料金を徴収していないとしても、実質的に電気通信役務の提供により収益を上げているとみなされるときには、「電気通信事業を営む」ことに該当する。
- ◎ 営利を目的としない電気通信事業であっても、地方公共団体が行う電気通信事業であって、電気通信設備を不特定かつ多数の者の通信の用に供する電気通信役務や卸電気通信役務に該当する場合は、事業法第 165 条第 1 項に規定する届出が必要となる。





## 『登録』又は『届出』を要する電気通信事業



YES



### (5) 『登録を要する電気通信事業』に該当するか

登録の要否の基準:電気通信回線設備の設置の有無・規模 【施行規則第3条第1項】

### I 電気通信回線設備を設置するか?

◎ 「電気通信回線設備」とは、送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として 設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。



NO (設置しない)

- Ⅱ 端末系伝送路設備(端末設備又は自営電気通信設備と接続される 伝送路設備)の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。)の区域 (地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市にあってはその区又は総合区の区域)を超えているか?
  - ◎ 「端末系伝送路設備」とは、例えば、局舎から利用者宅までの間の伝送路設備のことをいい、同軸ケーブル、光ファイバといった線路設備のほか、無線系の設備も含む。

# Ⅲ 中継系伝送路設備(端末系伝送路設備以外の伝送路設備)の設置の区間が一の都道府県の区域を超えているか?

◎「中継系伝送設備」とは、例えば、局舎から局舎までの間の伝送路設備のことをいう。

YES (いずれかに該当)



NO (いずれにも非該当)

- IV 電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項第 6号に規定する基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の無線設備を設置しないか?
  - ◎ 「基幹放送」とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

YES (設置しない) `

NO (設置する)

『登録』を要する電気通信事業

『届出』を要する電気通信事業

### 4. 主な事例と考え方

「登録又は届出を要する電気通信事業」には、一般的に以下のような電気通信役務を提供する事業が該当する。また、これらの電気通信役務の卸・再販を行う場合も、「登録又は届出を要する電気通信事業」に該当する。

加入電話、ISDN、中継電話、国際電話、公衆電話、FAX、電報、携帯電話、PHS、移動端末データ通信、データ伝送(フレームリレー・ATM交換等)、IP電話、ISP、FTTH・DSL・CATV・FWA・公衆無線LANアクセス、インターネット関連サービス(電子メール、インスタント・メッセンジャー、IX等)、広域イーサネット、IP-VPN、専用役務、無線呼出し等

「登録又は届出を要する電気通信事業」に係る主な事例とそれに対する考え方は以下のとおりであるが、事業の内容によっては異なる判断となる場合があるので、留意願いたい。

また、いわゆる「ポータルサイト」、「SNS(Social Networking Service)」など、様々なサービスが複合的に提供されている場合は、それぞれのサービスごとに、登録・届出の要否を判断することとなる。

### (1)登録又は届出を要する事例

事 例	考え方
転送電話サービス	自らが使用・管理する電話番号をサービスの利用者に提供し、発信者からの当該電話番号への着信通話を当該利用者に転送するもの、 又は当該利用者からの発信通話を自らが使用・管理する電話番号を 経由して着信者に転送するものをいい、他人の通信を媒介していることから、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
電話等受付自動代行サービス	電気通信設備(サーバ等)により人手を介することなく、サービス利用者あての電話やFAX等を受け、当該電話やFAX等の情報の内容を変更することなく、フォーマット変更やメディア変換を行い、利用者に伝達するものをいう。サービスの提供者は、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しており、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
コンテンツの媒介	企業等からインターネット等を経由して提供されたコンテンツについて、 その内容の変更を行うことなく、特定の受信者にインターネット経由で 送信するものをいい、他人の通信を媒介していることから、登録又は届 出を要する電気通信事業と判断される。
電子メールマガジンの 媒介	企業等からインターネット等を経由して提供された製品 P R やイベント開催案内等に関する情報を、その内容を変更することなく、予め登録した購読者等に対して電子メールマガジンとして送信するものをいい、他人の通信を媒介していることから、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。

事 例	考え方
オフィスやマンションの管理会社等が入居者に提供するインターネット	オフィスやマンションの管理会社や賃貸事業者等が、入居者に対して、電気通信役務の料金設定を行い、インターネットサービスを提供するものをいう。この場合、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できるため、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。他方、マンションの入居者で構成される自治会や管理組合等が入居者のみが利用するインターネットサービスを提供する場合は、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)
レンタルサーバやホス ティングサービス	サーバ自体やサーバの機能の一部の貸与を行うものをいい、貸与者が、利用者にインターネット接続や電子メールサービス等の他人の通信を媒介するサービスが提供可能となる機能を提供している場合は、その機能を提供する者も電気通信設備を用いて他人の通信を媒介しており、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。 他方、個人や企業等がWebサイトを開設・運営できるようにするため、個人や企業等がWebサイトを開設・運営できるようにするため、個人や企業等にサーバ等の貸与を行う場合、個人や企業等がWebサイトを開設・運営することは、他人の通信を媒介することにならないため、そのサーバ等を提供する貸与者についても、他人の通信を媒介することにならず、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。
利用者間のメッセージ の媒介(サービスの一 部として提供するものを 含む。)	通販サイトやマッチングサイト等におけるモノやサービスの売買や仲介等に際して、利用者間のメッセージのやり取りを媒介するものをいう。 なお、提供するサービスが利用者間のメッセージの媒介のみではない場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
クローズド・チャット	サイト上にチャットルームを開設し、アクセスした利用者と不特定の会話希望者とをマッチングした上で、両者間のみに閉じた会話等を媒介するものをいい、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
出会い系サイト	交際に関する情報等をインターネット経由で閲覧できる状態に置き、 その情報に係る異性交際希望者等に対する利用者からのメッセージを 電子メール等を用いて媒介するものをいい、登録又は届出を要する電 気通信事業と判断される。

事 例	考え方
機器の貸与と併せた電気通信役務の提供	電気通信事業者から他人の通信を媒介する電気通信役務の提供を受けた者が、当該役務を利用するための機器(携帯電話やWi-Fiルータ等)を利用者に貸与し、当該機器と電気通信役務とを併せて、利用させるものをいう。 利用させる電気通信役務について、自らが主体となって電気通信役務の提供(電気通信役務の再販)をしていることから、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。 なお、自らが電気通信事業者から提供を受けている役務の料金や提供条件等を全く変更せずに当該役務を利用させる場合は、自らが提供主体となって電気通信役務を提供しているとは認められず、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される(電気通信事業者と機器の貸与を行う者との関係性により、機器の貸与を行う者が役務の提供主体と認められる場合を除く。)。
M V N O (Mobile Virtual Network Operator)	既存の移動電気通信事業者のネットワークインフラを利用して、利用者に独自の移動通信サービスを提供するものをいう。 他人の通信を媒介する電気通信役務を、自らが主体となって利用者に提供するものであり、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
F V N O (Fixed Virtual Network Operator)	既存の固定電気通信事業者のネットワークインフラを利用して、利用者に独自の固定通信サービスを提供するものをいう。 他人の通信を媒介する電気通信役務を、自らが主体となって利用者に提供するものであり、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
チャンネル貸し	電気通信回線設備の設置者が、周波数帯域を分割して、その一部 を企業等に貸与するものをいい、登録又は届出を要する電気通信事 業と判断される。
リビリング	電気通信事業者から大口割引で役務提供を受け、利用者に割引いて再販するものをいい、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
国外サーバを用いた 電子メール	国内に事業を営む拠点を置く者が、国外に設置した電気通信設備 (サーバ等)を用いて、インターネットを通じて国内の利用者向けに提供する電子メールをいう。 電気通信設備の設置場所についての限定はなく、国外に電気通信 設備を設置していたとしても、国内に事業を営む拠点を置く者が国外の電気通信設備を支配・管理していることから、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務を提供するため、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。

事 例	考え方
関連企業間のネットワークの運営	企業が、自らデータ通信専用線を設置するなどして、複数の子会社などの関係企業との間を結ぶネットワークを構築して、業務に係る連絡等のための通信を行うものをいう。 子会社などの関連企業であっても他人であることから、関連企業間の通信については、関連企業(他人)の需要に応じているといえるため、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
Webサイト上のグリー ティングカードの運営	インターネット上のポータルサイト等において、利用者の依頼に基づくメッセージ付き画像等のWebページを作成し、宛先となる者に限って閲覧させるものをいう。 Webサイト上のグリーティングカードの運営者は、情報の内容に関与する余地がなく、また、通信のあて先である閲覧者が指定されていることから、メッセージ付き画像の送信者と閲覧者との通信を媒介していると判断される。
電子委任状の媒介サービス	電子契約における代理権授与を表示する目的で、電子契約の一方の当事者となる事業者の委託を受けて、サーバ等を用いて、電子委任状の保管や他方の当事者となる者等への当該電子委任状の提示、提出を行うものをいい、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。
ドメイン名の名前解決サービス	権威DNS(Domain Name System)サーバを用いて、問合せを受けたドメイン名(例 www.soumu.go.jp)に対応するIPアドレス(例 2001:240:bb81::21:e0)の回答を行うものをいう。他人の通信を媒介する電気通信役務には該当しないものの、インターネットの利用における当該役務の重要性に鑑み、公共性の高いもの(ccTLD(「.jp」)や地理的名称gTLD(「.tokyo」「.osaka」等)に関するもの)又は大規模なもの(30万以上のサブドメイン(自己が利用するものを除く。)に関するもの。)に限り、登録又は届出を要する電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3)Ⅲ)

# (2)登録及び届出を要しない事例

事 例	考え方
放送	「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」 (放送法第2条第1項第1号)と定義され、電波を使用して行う 情報の送信、発射又は受信のうち送信の行為に着目したものをいう。 放送は、送信目的としては、公衆による直接の受信行為を予定して いるとはいえ、視聴者が不特定多数で必ずしもこれを受信していること を要せず、法律上は受信者を通信相手として観念していない(発信 者の内心の意思に過ぎない。)。 また、通常の無線通信と異なり、受信者の無線設備は、送信者たる 放送事業者の関与しない範囲で設置されるものである。 放送は、放送事業者が送信設備を受信者との間の通信の用に供し ているように見えるが、主として一方的な番組の供給に着目したもので あることから、電気通信役務に該当しないと判断される。 (→フローチャート(1))
企業等における内線 電話やLAN	企業・省庁・大学などが、その従業員等が業務に関して相互に通話等を行うための内線電話やLANを、自ら設置・運営するものをいう。 法人の代表者又は法人若しくは人の使用者その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して行う通信の場合は、その者は当該法人又は人の機関たる地位にあり、その効果は直接当該法人又は人に帰属するものであるから、その法人又は人の「自己」の通信であって、「他人」の通信とはならない。 内線電話やLANの設置・運営は、単なる自家消費である自己の通信のために行うものであることから、電気通信役務に該当しないと判断される。 (→フローチャート(1))
サーバの設置場所貸し	不動産会社などが、安定した電源設備や耐震設備などが整った建物を設置し、電気通信事業者にサーバ等の設置場所を貸し出すものをいい、不動産業として空間を貸し出しているに過ぎないことから、電気通信役務に該当しないと判断される。(→フローチャート(1))ただし、場所貸しを行う者が、自ら調達した電気通信回線を利用者に提供している場合は、電気通信役務の再販に該当し、登録又は届出が必要な電気通信事業と判断される。
携帯電話等の契約の 取次等を行う代理店	携帯電話やFTTHアクセスサービス等の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次又は代理を行うものをいう。 単なる契約の代理等を行っているに過ぎないことから、電気通信役務に該当しないと判断される。 (→フローチャート (1))

事 例	考え方
ネット通販等実店舗 等で提供するサービス のインターネット経由で の提供	小売業者などが店舗や電話等により行う顧客からの要求(注文や問合せ等)への対応(小売業者などの本来業務)に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設しインターネット経由で顧客からの要求に対応するものをいう。電気通信設備を他人の通信の用に供しており、電気通信役務に該当するが、電気通信役務を必ずしも前提としない別の自らの本来業務の遂行の手段として電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しない。銀行や証券会社によるネットバンキングやネット証券も同様に、電気通信事業に該当しないと判断される。(→フローチャート(2)Ⅰ)
個 人 や 企 業 に よ る Web サイト の 開 設 (専ら自らの情報の提供を目的とするもの)	個人や企業などが、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設し、インターネット経由で自らの情報のみを発信し、専ら自らの情報の提供を目的とするものをいう。 「他人の通信」の概念には、自己と他人との間の通信を含むことから、自己の電気通信設備をWebサイト閲覧者(他人)との通信に使用することは、当該設備を通信相手たる他人の通信の用に供していることとなり、電気通信役務に該当するが、専ら自らの情報を発信する手段として電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)
電子メールマガジンの 発行	企業などが郵送や広告紙面により行う顧客に対する広報(自社製品の宣伝やイベント開催案内等)に加え、又はこれに代えて、予め登録した顧客等に対して電子メールによる広報等を行うものをいう。 本来業務に関する情報を顧客に対して広報するに当たっての電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであり、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)
メールフォーム	企業や地方公共団体などが電話等により受け付ける顧客や住民等からの問合せ等に加え、又はこれに代えて、電気通信設備(サーバ等)を用いてWebサイトを開設し、インターネット経由で顧客や住民などからの問合せ等を受け付けるものをいう。 顧客や住民などからの問合せ等を受けるに当たって、電気通信役務を提供することは、自己の需要に応ずるものであって、他人の需要に応ずるものではないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) I)

事 例	考え方
ホテルインターネット	ホテル事業者などが、宿泊サービスの一環として、宿泊者のインターネット利用を可能とするために、端末やインターネットサービスを提供するものをいう。 宿泊サービスに付随して端末等の提供を行っており、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) II)
ホテル電話	ホテル事業者等が、宿泊サービスの一環として、宿泊者間の内線通話及び宿泊者から外部の者への外線通話を可能とするために、電話を設置・運営するものをいう。 宿泊サービスに付随して電話の設置・運営を行っており、電気通信役務の提供が独立した事業として把握できないことから、電気通信事業に該当しないと判断される。 (→フローチャート(2) II)
非常災害発生時における緊急通信のための電気通信設備の利用 (災害救助法第11条)	非常災害が発生し、現に応急的な救助を行う必要がある場合に、厚生労働大臣、都道府県知事などが、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用するものをいう。 非常事態時に緊急、臨時的に行うものであることから、電気通信事業に該当しない。 なお、○ 水防上の緊急通信(水防法第27条第2項) ○ 災害に関する予報又は警報に係る緊急通信及び災害発生時の応急措置の実施に必要な緊急通信(災害対策基本法第57条及び第79条) ○ 地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合の緊急通信及び応急措置の実施に必要な緊急通信(大規模地震対策特別措置法第20条及び第26条第1項)等のための電気通信設備の利用も、同様の理由により、電気通信事業に該当しない。 (→フローチャート(2) Ⅱ)
日本郵便株式会社に 対する鉄道運送業者 の通信設備の提供 (郵便物運送委託法 第8条)	郵便物運送委託法第8条の規定により、総務大臣の要求があるときに、鉄道運送業者が、その運送する郵便物の積卸し、保管その他の取扱いのため必要な通信設備を日本郵便株式会社の使用に供するものをいう。 鉄道運送業者(提供者)が日本郵便株式会社(利用者)の法的権利に応えて行うものであることから、電気通信事業に該当しない。なお、○ 消防事務のための消防庁及び地方公共団体に対する警察通信施設の提供(消防組織法第41条) ○ 連絡のための警察庁又は都道府県警察の警察通信施設の相互提供(警察法第78条第2項) 等も、同様の理由により、電気通信事業に該当しない。 (→フローチャート(2)Ⅱ)

事 例	考え方
電子メールマガジンの配信	企業等から提供された製品 P R やイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するものをいう。 購読者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断され、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3)Ⅲ)
各種情報のオンライン 提供	電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう。 利用者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3) Ⅲ)
Webサイトのオンライン 検索	広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するものをいう(狭義のポータルサイト)。 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3)Ⅲ)
ソフトウェアのオンライン 提供	労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるものをいう(狭義のASPサービス)。 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3)Ⅲ)
オンラインストレージ	サーバ等を設置して、インターネット等を経由してユーザ企業等の顧客データ等を受信してバックアップ保存するものをいう。 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないことから、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3) Ⅲ)

事 例	考え方
インターネットカフェ	ISP等から役務提供を受け、利用者のインターネット利用を一時的に可能とするために、店舗内にインターネット端末PCのみを設置するものをいう。 インターネットカフェの通信システム全体において、他人の通信の媒介
	を行っているのは端末 P Cを接続するネットワークを提供している I S P 等であり、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート (3) Ⅲ)
電子掲示板	インターネット経由で不特定多数の利用者が文字情報等を交換することができる「場」を提供するものをいい、他人の通信を媒介せず、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される(「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要と判断される。)。 (→フローチャート(3) III)
オープン・チャット	インターネット経由で不特定多数の利用者がリアルタイムに文字ベースの会話を行うことができる「場」を提供するものをいい、リアルタイムの『電子掲示板』と考えられるため、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される(「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要と判断される。)。 (→フローチャート(3) III)
インターネット上のショッ ピングモール	インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するものをいい、他人の通信を媒介せず、電気通信回線設備を設置していない場合には、登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される(「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、登録又は届出が必要と判断される。)。 ネットオークションも同様の理由で登録及び届出が不要な電気通信事業と判断される。 (→フローチャート(3) III)
個人が趣味で運営す る電子メール	個人が趣味として、友人等の一定メンバーの通信のみを可能とする ために、無料の電子メールサービスを運営するものをいう。 無料であり、かつ、メールへのバナー広告の添付などによる収入も得て おらず、収益事業を行っていないことから、登録及び届出が不要な電 気通信事業と判断される。 (→フローチャート(4))

# 5. 手続等に関する問合せ先

登録又は届出に係る手続等についての問合せ先は以下のとおり。

総合通信局等	担当課	連絡先(電話番号)	管轄区域
北海道総合通信局	電気通信事業課	011-709-2311 (内線 4705)	北海道
東北総合通信局	電気通信事業課	022-221-0630	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東総合通信局	電気通信事業課	03-6238-1675	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局	電気通信事業課	026-234-9948	新潟県、長野県
北陸総合通信局	電気通信事業課	076-233-4422	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局	電気通信事業課	052-971-9403	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局	電気通信事業課	06-6942-8518	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国総合通信局	電気通信事業課	082-222-3378	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局	電気通信事業課	089-936-5042	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局	電気通信事業課	096-326-7824	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所	情報通信課	098-865-2302	沖縄県

注:電気通信事業の届出の管轄は、届出しようとする法人の本店所在地、個人であれば個人の住所により区分される。また、手続等については、各総合通信局等のホームページも参照のこと。